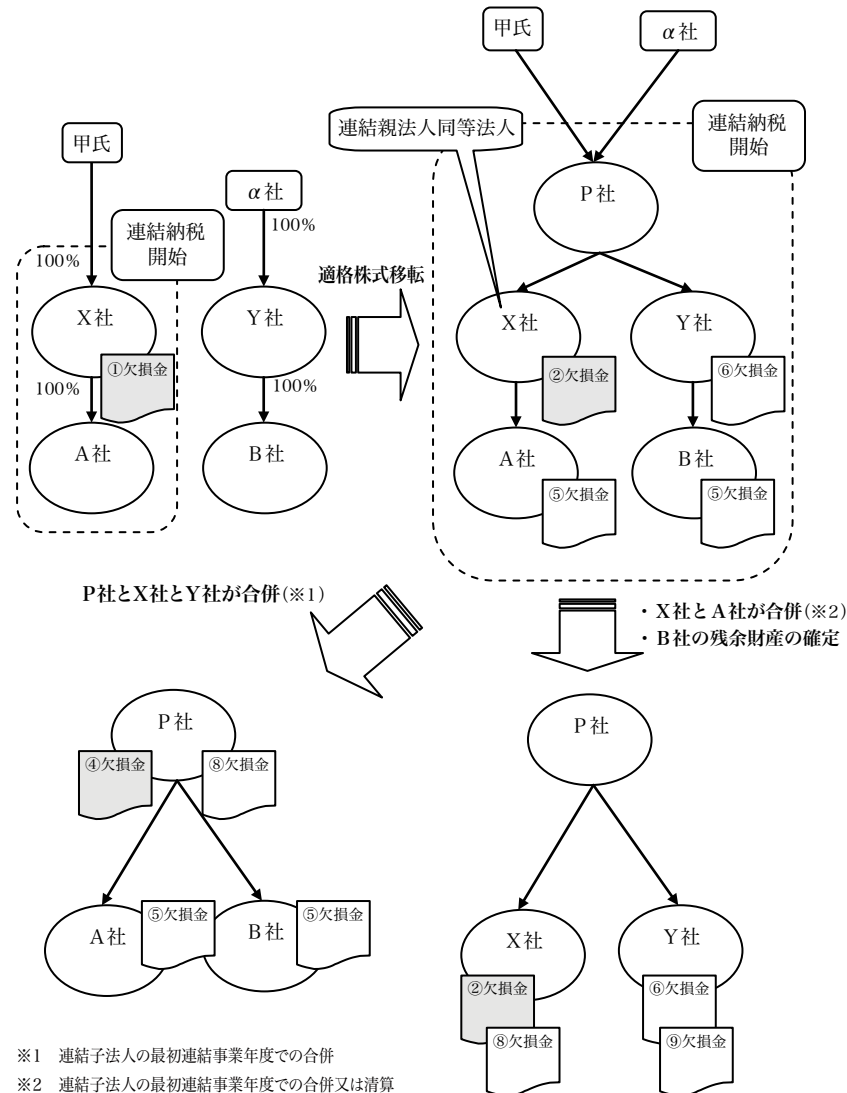


<みなし連結欠損金額具体例>

- ・次の図内の欠損金①・②・④～⑥・⑧・⑨は、それぞれ前頁の表のみなし連結欠損金①・②・④～⑥・⑧・⑨に対応しています。
- ・網掛け部分が非特定連結欠損金額となります。



※1 連結子法人の最初連結事業年度での合併
 ※2 連結子法人の最初連結事業年度での合併又は清算

(6) 適格組織再編成等による欠損金額の持込み

① 適格株式移転

最初連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までに行われた適格株式移転における株式移転完全子法人（発行済株式の全部が株式移転完全親法人であった連結親法人により株式移転の日からその開始の日まで継続して保有されている株式移転完全子法人で、株式移転の直前に他の法人による支配関係がある法人を除きます。すなわち、この法人は、前掲（5）の表中の「連結親法人同等法人」です。）は、単体納税における欠損金額を非特定連結欠損金額として、連結納税に持ち込むことができます（法81の9②一・③一、法令155の19⑪、61の11①一）。

例えば、個人がそれぞれ100%の株式を保有しているA社とB社により連結納税を行おうとする場合には、A社とB社のいずれかを連結親法人とする株式交換を行うよりも、A社とB社を子法人とする株式移転によって持株会社を設立し、その持株会社（株式移転完全親法人）を連結親法人とする方が、A社とB社の欠損金額を連結納税に持ち込んで連結法人全社で利用することができます。

